

少年法のお話し

弁護士法人 名古屋北法律事務所

弁護士 加藤 悠史

残虐な少年事件が連日報道されています。こういった事件が起きる度に少年法を改正すべきという議論が出てきます。少年法は、少年に対して、刑罰を下すのではなく保護更正を図ることを目的とする法律です。

これは、少年の人格が发展阶段であり、その人格が今後改善される可能性が高いためです。

そのため、少年の犯罪に対しては、刑事処分ではなく、家庭裁判所の保護処分（少年院送致、保護観察など）という少年の保護更生を重視する処分を原則として下すことにしていますし、少

年のプライバシーに対しても配慮をしているのです。

報道を見ると、少年犯罪が多くなっているかのような印象を受けますが、犯罪白書によると、少年の刑法犯の検挙人員自体は10年ほど前から減少傾向になっています。凶悪事件が増加傾向ということもありません。

今回の犯罪の加害者に対して、許せないと言う気持ちを抱くのは当然のことだと思いますが、そこから安易に少年法を改正しようという議論に流れていけないように注意をしていかなければなりません。

■ちくさ事務所

名古屋千種区池下一丁目6番20号チサンマンション池下306
(池下駅から徒歩約5分、東部医療センターから約10分)